

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

意見数	意見内容	国土交通省の考え方
1	<p>踏み間違い防止装置は発展途上の機能であることに注意しなければならない。技術進歩に伴いより安全なサードパーティ製の装置が開発されると予想される。OBDの仕様がメーカー純正品以外を拒絶しないことが必要となる。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 OBD検査については、各自動車メーカーが設計するシステムに干渉しない限りにおいて、後付け装置が結果に影響を及ぼすとはございません。 システムへの干渉有無については、後付けを行う装置の製作者や各自動車メーカーにご確認ください。</p>
1	<p>・意見募集要領別紙、2. (1) 1について クラッチ操作の無い乗用車（車体の形状問わず）全てが対象と考えてよいですか。また、自動車の適用年月日はいつからですか。</p> <p>・意見募集要領別紙、2. (1) 2について 全車両が対象ですか。また、自動車の適用年月日はいつからですか。</p> <p>・意見募集要領別紙、2. (1) 3について 自動車の登録・届出の有無は関係ありますか。また、自動車の適用年月日はいつからですか。</p> <p>・意見募集要領別紙、2. (1) 5について 整備事業者は特に対応しなくてもよいですか。</p> <p>・意見募集要領別紙、2. (1) 6について 「容易に識別できるように表示」とありますが、どのようなものを表示すればよいですか。また、脱着式とありますが、装置に制限（技術基準、メーカー、型式指定等）はありますか。</p> <p>* 6月23日施行予定とありますが、周知期間が無いです。官報では周知できませんし、国交省、運輸局、運輸支局から整備事業者等への周知はどのように考えていますか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>・2. (1) 1について ご理解のとおりです。令和10年9月1日（輸入車は令和11年9月1日）以降の新型車に適用します。</p> <p>・別紙、2. (1) 2について 対象車両：自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。） 適用日：新型車：令和8年9月1日、継続生産車：令和12年9月1日</p> <p>・2. (1) 3について 自動車の製作年月日の判定に自動車の登録・届出の有無が関係する場合がございます。 今回の改正による農耕トラクタへの座席ベルトに関する基準の適用は令和9年1月1日以降に製作された農耕トラクタが対象です。</p> <p>・別紙、2. (1) 5について OBD検査（OBD確認）についてはシステムが全て対応するため、整備事業者において特段の対応は必要ありません。</p> <p>・2. (1) 6について 「容易に識別できるように表示」については、運転者が見やすい位置に「道路通行時は後写鏡を取付けてください」等の文字にて表示されることが考えられます。 なお脱着式の後写鏡であっても装着時には方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であることなどの後写鏡に係る技術的な基準に適合するものである必要があります。</p> <p>・周知について これまでと同様に、官報への掲載やパブリックコメント、プレスリリースでの周知を考えております。</p>

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

意見数	意見内容	国土交通省の考え方
1	<p>① 協定規則第175号の新規採択に伴い、運転者がクラッチ操作を必要としない専ら乗用の用に供する自動車には、ペダル踏み間違い時加速抑制装置※1を備えなければならないこととする。（省令第8条関係） ※1：運転者がアクセルペダルとブレーキペダルを踏み間違えた場合において、当該自動車の急加速を抑制する装置をいう。</p> <p>・既存の車両は、対象でないということでよいのか？</p> <p>③ 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列な座席には座席ベルトを備えなければならないこととする。（省令第22条の3関係）</p> <p>・既存の車両は、対象でないということでよいのか？</p> <p>⑤ OBD検査の対象について、以下に掲げる装置を新たに加える。（告示関係） 車線逸脱警報装置 側方衝突警報装置 直前直左右確認装置（カメラ及び画像表示装置により構成される装置並びに検知装置に限る。） ペダル踏み間違い時加速抑制装置</p> <p>・OBD検査に組み込まれるので、検査としては、いままでと変わらずの検査で検査項目が増えているということでまちがいないか？</p> <p>⑥ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える灯火器及び後写鏡にあっては、運行時に取付が必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができるものとする。（告示関係）</p> <p>・検査時は、車輛に取り付けなければならないとうことでまちがいないか？</p>	<p>国土交通省の考え方</p> <p>ご意見ありがとうございます。 ・①、③について いずれも既存の車両は対象ではございません。</p> <p>・⑤について 検査方法は現在と全く同じです。 システムの故障を検知できる装置が増加します。</p> <p>・⑥について ご認識の通りです。</p>
1	<p>OBD検査の対象に車線逸脱警報や側方衝突警報装置等新たな装置が加わりますが、6月23日の施行日以降は、現行のOBD検査対象車のすべてが対象になるのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 本改正によりOBD検査対象として追加された装置の適用につきましては、所定の期日以後、当該装置に係る性能に変更があった自動車のみが対象となります。（したがって、現行の車両がその対象となることはありません。） なお、詳細な適用時期等については、第3回OBD検査モニタリング会合において報告します。</p>

上記のほか、今回の意見募集に直接関係しないご意見を1件頂きました。

取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。